

第二次徳島県再犯防止推進計画概要

令和7年7月策定

基本理念

犯罪をした者等の円滑な社会復帰を支援することにより、誰もが安全で安心して暮らせる社会を実現する

計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

施策の成果指標

本県における刑法犯検挙者中の再犯者数を、令和11年末までに40%減少させ、230人以下とする。
【刑法犯検挙者中の再犯者数】
令和6年値 375人 ⇒ 230人(令和11年目標値) [▲145人]

計画の方針

6つの重点課題を設定し、国・県・民間団体が連携して施策を展開

重点課題	施策の展開	主な取組内容
1. 就労・住居の確保	1) 就労の確保	・身元保証制度の実施、協力雇用主の確保、事業主への就労支援、職場体験の実施、「徳島県再犯防止総合相談窓口」での相談受付、生活環境の調整等
	2) 住居の確保	・更生保護施設や自立準備ホームでの受入れ等による居場所の確保、県営住宅の年4回の定期募集に加えて随時募集の実施での住宅確保要配慮者の入居機会の確保、自立に向けた指導や調整の実施等
2. 保健医療・福祉サービスの利用促進	1) 高齢者又は障がい者に対する支援	・福祉サービス等へのつなぎ支援や更生緊急保護、福祉関係機関との調整、保健・医療・福祉サービス等の支援制度や手続の周知
	2) 薬物依存症者に対する支援	・断薬指導、薬物乱用防止プログラム等の実施、講話等への参加機会の提供、県薬物乱用防止協議会会員による活動、小・中・高等学校等での普及啓発、相談窓口の設置、回復プログラム等の提供
3. 非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施	1) 非行の防止	・法教育出前授業や非行防止教室の実施、県民総ぐるみ運動推進大会の開催、非行防止教室の開催、中学校生徒弁論大会の開催等
	2) 学校等と連携した修学支援の実施	・法教育出前授業や非行防止教室の実施、支援者養成講習会の開催、就学支援金の給付、バーチャルスクールカフェの実施等
4. 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導等の実施等	1) ストーカー加害者に対する指導等	・面接や心理テストの実施、精神医学的治療の促し、学校等におけるストーカー事案防止対策講座の実施等
	2) 暴力団員の社会復帰に向けた指導等	・暴力団離脱指導の実施、県暴力団離脱・社会復帰支援協議会や社会復帰アドバイザーを通じた就労支援、講話・面接指導等
	3) 性犯罪をした者に対する指導等	・加害者への専門的処理プログラム、面接、心理テストの実施、被害者への相談支援、性暴力支援センターによる支援の提供、周知・啓発等
	4) DV加害者に対する指導等	・加害者への専門的処理プログラム、面接、心理テストの実施、被害者への相談支援、こども女性相談センターでの相談受付等
5. 民間協力者の活動の推進、広報・啓発活動の推進	1) 民間協力者の活動の推進	・保護司と連携した指導監督及び補導援護、生活環境の調整、保護司の確保、保護司セミナーの実施、生活指導・就労支援等
	2) 広報・啓発活動の推進	・四国ブロック再犯防止シンポジウムの開催、再犯防止啓発教育・人権啓発教育の実施、徳島県人権教育推進方針に基づいた教育啓発の推進、県地域生活定着支援センターによる再犯防止講師派遣事業の実施
6. 地域による包摂の推進	1) 地域による包摂の推進	・「あわサポートネット」による国・県・市町村・関係機関・民間協力者の連携機能の充実強化と地域支援ネットワークの構築、市町村における再犯防止推進計画の策定促進、更生保護サポートセンターの設置等